

分類コード	X 1 - 1 - 1 - 02
保存期間	10年(令和17年12月31日まで)

秋 本 運 第 9 号
令 和 7 年 2 月 1 2 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

運転技能練習実施要綱の制定について（例規）

運転免許を新たに取得しようとする者及び運転免許を既已取得している者に対し、安全運転を履行するに必要な運転技能を安全かつ効果的に身に付けるための運転技能練習の機会を提供するため、別添「運転技能練習実施要綱」を制定し、運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

この担当 運転免許センター試験係（☎ 7 3 5 - 3 3 2）

運転技能練習実施要綱

1 目的

本要綱は、運転免許を新たに取得しようとする者及び運転免許を既に取得している者に対し、安全運転を履行するに必要な運転技能を安全かつ効果的に身に付けるための運転技能練習（以下「技能練習」という。）の機会を提供するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施日時及び実施場所

(1) 実施日

技能練習の実施日は、毎年4月から11月の第2土曜日とし、12月から翌年3月までの期間及び悪天候その他の事由がある場合は、実施しないものとする。

(2) 実施時間

実施時間は、午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時までとし、技能練習者の入替え等を考慮の上、次の4時限とする。

- | | | |
|---|------|-------------------|
| ア | 1時限目 | 午前10時00分～午前10時50分 |
| イ | 2時限目 | 午前11時00分～午前11時50分 |
| ウ | 3時限目 | 午後1時00分～午後1時50分 |
| エ | 4時限目 | 午後2時00分～午後2時50分 |

(3) 実施場所

実施場所は、秋田県警察運転免許センター（以下「免許センター」という。）技能試験コース（以下「コース」という。）とする。

3 技能練習対象者

技能練習対象者は、18歳以上の者で次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 運転免許を新たに取得しようとする者
- (2) 外国免許の切替えにより、運転免許を新たに取得しようとする者
- (3) 運転免許取得者で運転技能が未熟な者
- (4) 高齢者で運転技能の向上を希望する者
- (5) その他技能練習を希望する者

4 練習車両

技能練習に使用する車両（以下「練習車両」という。）は、練習者が持込む普通自動車（軽自動車を含む。）で、自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）及び自動車保険（以下「任意保険」という。）に加入している車両とする。

5 技能練習の方法

(1) 1時限内の練習車両台数

練習車両は、コース内の混雑を防止するため、1時限につきコース内に5台以内とする。

(2) 1日の技能練習時間

技能練習時間は、より多くの者に練習の機会を提供するため、原則として1人につき2時限までとする。

(3) 練習指導者の同乗及び指導

前記3の(1)及び(2)に該当する者が技能練習する場合は、現に普通自動車を運転できる免許を所持し、かつ3年以上の運転経験を有する者（以下「練習指導者」という。）が練習車両に同乗の上、その者の指導の下に練習させるものとする。

6 技能練習料金

技能練習の料金は、無料とする。

7 技能練習の申込み等

(1) 技能練習の申込み

技能練習の申込みは、電話によるものとし、予約先は、免許センターとし、予約の受付は、練習を希望する日の1か月前からとする。

なお、予約の受付時間は、午前8時30分から午後4時までの間とする。（土曜日、日曜日及び祝日を除く平日とする。）

(2) 予約の受理

技能練習の予約の受理は、免許センター試験係で取り扱い、予約を受理した場合は、運転技能練習予約簿（様式第1号）に記載の上、管理するものとする。

8 練習管理員の指定

交通部運転免許センター長（以下「免許センター長」という。）は、技能練習当日の対応のため、免許センター職員1人を練習管理員（以下「管理員」という。）として指定するものとする。

なお、管理員は、技能練習に関する各種事務処理及びコース使用に付随して発生するおそれのある各種事故防止に努めるとともに、練習者が使用目的に沿った技能練習を実施しているか監視するものとする。

9 技能練習当日の受付方法

(1) 受付場所

技能練習の受付は、免許センター技能試験待合室で行うものとする。

(2) 受付受理時の確認事項

管理員は、受付の際、次の事項を確認するものとする。

ア 運転免許取得者は、運転免許証等により免許の所持及び携帯

イ 運転免許証等のない者は、身分証明書等により氏名及び年齢

ウ 練習車両の自動車検査証により自動車の種別及び車検の実施状況

エ 練習車両の自賠責保険の証明書及び任意保険の証券等により保険の加入状況及び有効期限

オ 前記3の(1)及び(2)に該当する者の場合は、練習指導者の運転免許証等により練習指導者としての資格

(3) 運転技能練習申込書の提出

管理員は、練習者に対し、運転技能練習申込書（様式第2号）を提出させるものとする。

(4) 運転技能練習許可証及び運転技能練習許可番号の交付

管理員は、練習者から提出された運転技能練習申込書の内容を確認し、技能練習に支障がないと認めた時は、練習者に対して、運転技能練習許可証（様式第3号）及び

運転技能練習許可番号（様式第4号）を交付するものとする。

(5) 運転技能練習許可証の携帯及び運転技能練習許可番号の掲示

練習者は、技能練習の際、管理員から交付を受けた運転技能練習許可証を携帯するとともに練習車両の両側面に運転技能練習許可番号を掲示するものとする。

10 事故発生時の措置等

技能練習中に事故が発生した場合は、管理員は、直ちに練習を中止させ、次の措置を講ずるものとする。

(1) 負傷者の救護

技能練習中の事故により、負傷者が発生した場合は、直ちに救護するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 施設の修理

練習者が施設を破損した場合は、練習者の責任において、速やかに修理、復旧させるものとする。

(3) 事故発生の報告

事故の発生を認めた時は、直ちに免許センター当直の当直長に連絡するとともに、速やかに交通事故発生報告書（様式第5号）により、免許センター長に報告するものとする。

11 技能練習の中止

次に掲げる場合は、技能練習を中止するものとする。

(1) 天候不良等

暴風、豪雨、降雪その他の事由により技能練習を行うことが困難な場合

(2) 技能練習者に起因するもの

ア 技能練習者が練習上の注意事項に違反する行為がある場合

イ 技能練習者が他の技能練習者に迷惑を及ぼすなど、危険な状態が認められる場合

(3) その他

コースの改修工事等技能練習のためにコースを使用することが困難であると免許センター長が判断した場合

12 技能練習実施結果の報告

管理員は、技能練習実施結果について、運転技能練習実施結果報告書（様式第6号）により免許センター長に報告するものとする。